

ボランティア・PR活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、おばませんサポーターに登録されている団体・法人が、小浜線各駅の良い環境保持のための事業ならびに小浜線に関連するイベントおよび小浜線をPRする事業を実施する場合において、必要な経費の一部を交付することで、小浜線の更なる利用促進および沿線住民の小浜線利用に対する意識の醸成を図り、小浜線の活性化に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、おばませんサポーターに登録されている団体・法人とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものであって、年度内に事業が完了するものとする。

- (1) 環境保持事業 小浜線各駅において植栽や清掃等を実施するもの
- (2) イベント・PR事業 小浜線各駅の賑わい創出を目的としたイベント等で小浜線に関連するものおよび小浜線を広くPRするもの

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、他団体から委託料または補助金の適用を受けていないものに限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、補助対象事業区分毎に5万円を限度とする。

(補助金の適用)

第6条 補助金の適用は、当該年度において1団体・法人につき補助対象事業区分毎に1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ボランティア・PR活動補助金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めた場合は、ボランティア・PR活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは速やかにボランティア・PR活動補助金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 完成写真（活動の様子がわかるもの）

（補助金額の確定）

第10条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

（補助金の請求）

第11条 補助金額の確定後、申請者は、ボランティア・PR活動補助金請求書（様式第4号）を会長に提出し、補助金の支払いを請求するものとする。

（補助金の交付）

第12条 会長は、請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付する。

（交付決定の取り消しおよび補助金の返還）

第13条 会長は、補助金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の一部または全部を取り消し、既に交付した補助金の一部またはその全部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。